

笠間市告示第 376 号

令和 4 年第 3 回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 4 年 8 月 23 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 令和 4 年 8 月 30 日 (火)

2 場 所 笠間市議会議場

令和4年第3回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
8月30日	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
8月31日	水	休 会	議案調査
9月 1日	木	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 決算特別委員会設置・付託 〔決算特別委員会〕 〔議会運営委員会〕
9月 2日	金	休 会	常任委員会（総務産業）
9月 3日	土	休 会	
9月 4日	日	休 会	
9月 5日	月	休 会	常任委員会（教育福祉）
9月 6日	火	休 会	常任委員会（建設土木）
9月 7日	水	休 会	決算特別委員会（第1日）
9月 8日	木	休 会	決算特別委員会（第2日）
9月 9日	金	休 会	決算特別委員会（第3日）
9月10日	土	休 会	
9月11日	日	休 会	
9月12日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
9月13日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
9月14日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
9月15日	木	休 会	議事整理

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
9 月 1 6 日	金	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 [全員協議会]

令和4年第3回
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和4年8月30日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	石松俊雄君
副議長	13番	畑岡洋二君
	1番	高野聖也君
	2番	坂本奈央子君
	3番	安見貴志君
	4番	内桶克之君
	5番	田村幸子君
	6番	益子康子君
	7番	中野英一君
	8番	林田美代子君
	9番	田村泰之君
	10番	村上寿之君
	11番	石井栄君
	12番	小松崎均君
	14番	藤枝浩君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

20番 小藺江一三君

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君
教	育	長 小沼公道君

市長公室長	金木雄治君
政策推進監	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
市民生活部長	持丸公伸君
環境推進監	小里貴樹君
保健福祉部長	下条かをる君
福祉事務所長	堀内信彦君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	関根主税君
上下水道部長	友部邦男君
市立病院事務局長	木村成治君
教育部長	堀江正勝君
消防長	堂川直紀君
会計管理者	前嶋典子君
笠間支所長	太田周夫君
岩間支所長	島田茂君
監査委員事務局長	中庭聡君

出席議会事務局職員

議会事務局長	西山浩太
議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
係長	上馬健介

議事日程第1号

令和4年8月30日（火曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 委員会提出議案第2号 笠間市議会基本条例について
- 日程第6 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第6号））

- 日程第7 認定第1号 令和3年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和3年度笠間市立病院事業会計決算認定について
認定第3号 令和3年度笠間市水道事業会計決算認定について
認定第4号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
認定第5号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第9 議案第58号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第59号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第60号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第61号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第62号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第7号）
議案第63号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第64号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第65号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第66号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第67号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
議案第68号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第69号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
議案第70号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 請願・陳情について
日程第5 委員会提出議案第2号 笠間市議会基本条例について
日程第6 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第6号））

- 日程第7 認定第1号 令和3年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和3年度笠間市立病院事業会計決算認定について
認定第3号 令和3年度笠間市水道事業会計決算認定について
認定第4号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
認定第5号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第9 議案第58号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第59号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第60号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第61号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第62号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第7号）
議案第63号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第64号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第65号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第66号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第67号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
議案第68号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第69号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
議案第70号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

午前10時00分開会

開会の宣告

○議長（石松俊雄君） 定刻となりました。皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は、20番小藺江一三君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまより令和4年第3回笠間市議会定例会を開会い

たします。

なお、新型コロナウイルス感染症防止対策としまして、これまでどおり検温、手指消毒の徹底、発言の際も含めたマスク着用の徹底など、基本的な感染症対策を取ってまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は資料のとおりであります。

なお、本日の会議に出席を求めておりました執行部の堂川消防長は、地方自治法第121条のただし書の規定に基づき欠席していることを、付け加えて報告をさせていただきます。

市長挨拶

○議長（石松俊雄君） ここで、市長から発言を求められておりますので許可いたします。
市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 令和4年第3回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

議員各位には御多忙のところ定例会に出席を賜り、お礼を申し上げたいと思います。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関する国県の動向についてでございます。

3年ぶりに行動制限のないお盆休みが明けて、引き続き高い感染状況が続いております。茨城県では、国の全数把握の見直しの方針を踏まえ、医療機関における発熱外来逼迫の緩和や保健所業務の負担軽減を図るため、発生届を65歳以上の高齢者の方や妊娠している方など重症化リスクのある方に限定するといたしました。また、陽性者登録センターは、8月末から9月末日まで延長して対応する一方、検査キット送付センターについては、検査キットがインターネットや薬局等市場において購入しやすくなったことを踏まえ、8月末で閉鎖することとしております。

こうした状況の中、市では、9月1日からの市内小中学校の授業再開に向けまして、教職員及び児童クラブ職員等を対象としたPCR検査を授業再開前の8月26日に実施するとともに、確認された陽性者8名の方について適切な受診や療養につなぐなど、クラスター発生の未然防止対策を講じたところでございます。

感染状況が続く中、引き続き、市民に対し一人一人の感染対策を徹底していただくことを周知するとともに、4回目のワクチン接種及びオミクロン株に対応したワクチン接種の準備を円滑に進めてまいります。

次に、地方を取り巻く国の動きについてでございます。

国における令和5年度予算の概算要求は、明日8月31日に提出が締め切られます。新しい資本主義の実現に向け、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等を踏まえた重要な施

策を推進するための重要施策推進枠が設けられ、また、年金医療等においては、高齢化等に伴う自然増が5,600億円と見込まれる中で、合理化、効率化に最大2年取り組むことなどが示されております。同時に、経済・財政一体改革を着実に推進する一方で、重要な施策の選択肢を狭めることはあってはならないとし、経済あつての財政という姿勢を明確にしております。また、地方創生臨時交付金等の各種支援措置については、社会活動の正常化とともに着実な見直しと正常化を図ることとし、重点分野への投資として、民間投資を活性化させるための仕組み、制度改革を具体化することなどが示されております。

重要施策推進枠としては、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、グリーントランスフォーメーション及びデジタルトランスフォーメーションへの投資への重点化等に資する施策、事業が当てられる見込みとなります。現時点では未確定となりますが、地域脱炭素交付金の倍増要求をはじめ、デジタル田園都市国家構想交付金、地方創生推進交付金及び拠点整備交付金の再編及び増額、無園児対策といったこども家庭庁の創設に伴う子育て支援の関連予算等の要求が想定されます。また、物価高騰対策に向けた地方創生臨時交付金の増額指示が出されたといった報道もございますので、本市としても引き続き、市民生活の安定に資する取組を継続するとともに、脱炭素や子育て支援をはじめ、未来に向けた地域活性化につながる施策の構築を進めてまいります。

次に、今年度の事業の実施状況について、主なものを報告をさせていただきます。

まず、笠間の栗産地づくり事業についてでございますが、本市の特産品である栗のシーズンがいよいよ始まります。去る8月20日に既存組織を再編し、生産、加工、販売事業者など栗に関わる全ての関係者が一体となって取り組む「儲かる笠間の栗産地づくり協議会」を設立いたしました。本協議会では、高品質な栗の生産に向け、先進地での研修をはじめ薬剤による殺虫処理からの脱却を目指し、コールドチェーンでの流通形態に関する調査研究や笠間の栗の品質向上をはじめとする産地一体でのブランド力の向上によるさらなる販路拡大を通じて、所得向上を目指してまいります。

本年度のプロモーション活動といたしましては、「笠間の栗もんぶらり旅マップ」で初めてモンブランを提供する市内店舗等を巡るスタンプラリーを導入いたしました。また、9月22日から開催される東京都銀座にある「イバラキセンス」での笠間の栗フェアを皮切りに、様々なPR活動を実施してまいります。10月1日、2日には笠間芸術の森公園を会場として、3年ぶりに第16回かさま新栗まつりを開催をいたします。会場では、市内外の事業者47店舗による栗関連商品の販売や各種イベントを実施を予定しています。また、この秋、首都圏で実施を予定する茨城県の食に関するPRイベントへの積極的な参加のほか、10月中旬には都内有名ホテルとのタイアップ企画での笠間の栗に関するイベントの準備も進めているところであり、詳細が決定次第、様々な広報媒体を通じてPRに取り組んでいきたいと思っております。

次に、子育て・教育応援プレミアムeチケット事業についてでございます。

物価高騰に対する経済対策の一つとして、子育て・教育世帯の応援、コロナ禍による低迷する消費喚起とキャッシュレス決済の普及に向け、18歳以下の方や大学等に在籍している方がいらっしゃる世帯を対象に、プレミアム率30%、発行総額1億6,900万円、8月26日時点となりますが、市内239店舗で利用できる電子商品券を発行いたします。既に対象者への通知と市ホームページ等での周知を開始しており、9月1日から14日までの期間で申込み受付を実施いたします。9月下旬には購入者に対して決定通知を発送し、10月1日から2月28日までの5か月間において商品券の利用を促進展開をまいります。

次に、住民税均等割のみ課税世帯給付金事業でございます。

非課税世帯を対象としたこれまでの国の制度では支援が行き届かなかった低所得者層、いわゆる住民税均等割のみ課税世帯に対して、市独自事業として、一律5万円の給付をいたします。本事業は、令和4年度住民税の課税状況に応じ、約1,600世帯を対象にプッシュ型により実施するもので、明日8月31日付で申請書を郵送により発送いたします。受付期間は9月1日から11月30日までとしており、早い方で9月上旬から給付開始となる見込みでございます。

次に、茨城県が実施する低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金についてでございます。

食費等の物価高騰等の影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、県が独自に対象児童1人当たり5万円の特別給付金事業を実施いたします。本事業につきましては、市が支給事務を担うことから、家計の支出が増える年末に向けた支援となるよう、早期の支給に向けて準備を進めてまいります。

なお、本事業の実施に当たる所要額につきましては、今期定例会に予算案として上程をさせていただきます。

次に、笠間焼250周年記念イベントについてでございます。

江戸時代、安永年間から続く笠間焼が誕生から250年目を迎えるに当たり、9月23日10時から笠間公民館にて記念シンポジウムを開催いたします。シンポジウムは、笠間焼作家による陶炎祭に関する振り返りの対談や「販路開拓から見た笠間焼の未来」と題した講演を予定するなど、これまでの笠間焼の歴史に感謝をしながら、将来のさらなる発展につなげてまいりたいと考えております。

次に、茨城県で今年から3年にわたり開催される茨城デスティネーションキャンペーンについてでございます。

このキャンペーンは、JRグループ6社と地域、県、市町村、地元観光事業者等が一体となっていく、国内最大規模の観光キャンペーンです。茨城県を対象として行われるのは、21年ぶり、3回目となります。時期は、令和4年から令和6年のそれぞれ10月1日から12月31日まで、令和4年はプレDCとして実施されます。最大の目的は、茨城県の魅力ある素材を売り込み、ツアーの造成等につなげ、全国から多くの方にJRだけでなく飛行機や

バス、自家用車など様々な交通機関を利用して、茨城に足を運んでいただくことでございます。プレDCでは、11月に全国の旅行エージェント、旅行系メディア等を対象に、歓迎レセプションや観光コンテンツのプレゼン等を行う全国宣伝販売促進会議が開催され、県内市町村がPRブースを設置し、観光情報の発信、商談を行うこととなります。

市としては、JR水戸支社と水戸沿線、市及び各市の酒蔵がコラボする日本酒列車の運行やバスツアーなどを実施し、笠間市の魅力発信を行ってまいりたいと思います。

次に、新たなごみ処理施設の整備の進捗状況についてでございます。

現在の市環境センターは、平成4年の稼働から約30年が経過しており、維持管理費や修繕費等、老朽化への対応が深刻化している状況でございます。このような中、地域住民の御理解、御協力により、次期清掃施設を現在の環境センター隣接するグラウンドを整備地として計画策定を進めていることで決定したところでございます。今後、令和10年度の稼働を目指し、計画や設計、建設などについて地域住民等への説明を行いながら、段階的に進めていくものでございます。現在、新設の基本計画及びPFI等導入可能性調査に向け、設計に要する施設規模の算定や民間活用手法等の条件整理を行っているところでございます。

また、並行して、柏井地区内において、生活環境に与える地上気象、大気質、騒音、振動、悪臭についての影響調査を実施しております。施設周辺の環境測定を行うため、地域の協力を得て、柏井団地公民館、柏井構造改善センターの2か所の敷地内及び枝折川、北川根排水処理施設内などに観測器を設置し、調査を行っているところでございます。いずれも、今年度から2か年かけて調査をしてまいります。

次に、キャリアコーディネーター配置による学校間連携についてでございます。

今年度から、特色ある教育の実現を目指し、市内小、中、高との学校間連携を推進するため、キャリアコーディネーターを配置をいたしました。本年4月に開校した日本ウェルネス高等学校の女子バレー部と市内中学校の女子バレー部による中高連携バレー教室や同校吹奏楽部の演奏会に中学生が参加する機会を設けるなど、中学校部活の活性化を図ったところでございます。7月には、推進するための体制づくりとして、市内小中高、特別支援学校の校長で構成する学校間連携推進協議会を立ち上げ、今後の具体的な取組について意見交換を行ったところでございます。

今後は、教員による小中高相互の授業参観や、笠間高校の芸術系やIT未来高校の情報系の専門性の高い教員による小中学校への出前授業、日本ウェルネス高校とのさらなる部活動連携の推進など、学校連携を図りながら優れた人材の育成を目指してまいります。

次に、「スポーツシティかさま」の推進についてでございます。

プロゴルフの畑岡奈紗選手、星野陸也選手のほか、最近では、世界陸上選手権大会の400メートルリレーで入賞した佐藤風雅選手や12歳以下の野球の世界大会に日本代表選手として出場した杉田元一郎選手、さらには、パラクライミング世界大会優勝の大沼和彦

選手やBMXレーシング世界選手権大会クルーザークラスの年齢別に入賞した浦井健苺選手など、世界で活躍するトップレベル選手が笠間市から続々と現れており、地域に希望と活気をもたらしてくれております。

また、プロ野球独立リーグ・ルートインBCリーグに所属し、笠間市に本社を置く茨城アストロプラネッツが、昨日行われた試合で勝利し、南地区で初優勝を飾りました。大変おめでたいことであると思います。また、プロスポーツチームとして、茨城アストロプラネッツに続き、市内に事務所を置くバスケットボールチーム「バックボーン」が、県内唯一のスリーバイスリー、3人制のプロバスケットボールチームとして誕生いたしました。

こういう状況を背景に、スポーツ大会やイベントの招致、官民一体によるスポーツツーリズムの推進など、スポーツの力による地域の活性化を目的に、昨年3月に設立した笠間スポーツコミッションを9月1日から独立した事務所を開設するなど、その機能と体制の強化を図ったところでございます。

次に、スポーツ庁が設置する国の機関である第4期スポーツ審議会の委員を、本日30日から2年間の任期で、私が務めさせていただくこととなりました。スポーツに関する施策の総合的な推進等について審議、意見交換を行う機会を有効に活用し、地方の課題を伝え、解決に向けて取り組んでいきたいと思っております。

次に、今議会への提出議案等について御説明を申し上げます。

今回の提出議案は、法令等に基づく報告事項のほか、専決処分の承認を求めることについての報告が1件、令和3年度各会計の決算認定についてが5件、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての諮問が3件、笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてをはじめとする議案13件でございます。

令和3年度決算についてであります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせた歳入決算額は630億2,477万998円で、歳出決算額は617億6,952万4,439円であり、また、今回の補正予算関係の議案等につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰に対する地域生活支援緊急経済対策などの経費について8月5日に専決処分いたしました、令和4年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の報告や、令和4年度笠間市一般会計補正予算（第7号）をはじめとする9会計の補正予算案を上程するものであります。

令和4年度笠間市一般会計補正予算（第7号）であります。歳入におきましては、普通交付税や繰越金の決定などによる増額のほか、個人番号カード交付金事務補助金などをはじめ、歳出補正関連の国県支出金や基金繰入金、市債などを補正するものでございます。

歳出の主なものについて申し上げますと、感染拡大が進む新型コロナウイルス感染症への対応のため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業として、エッセンシャルワーカーを対象に実施するPCR検査集中実施事業や児童クラブや保育所などの保育施設感染症対策事業でございます。このほか、地区の要望等などの緊急に対応すべき道路維持事業や小中学校の緊急修繕、また、病気や加齢によりおむつや尿

漏れパッドを使う方の支援として、市内公共施設16か所の男性トイレなどにサンタリーボックスを設置する事業などについて編成しているところでございます。

その結果、今回の補正予算額は8億6,260万9,000円の増額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は347億2,958万1,000円となります。

後ほど詳しく説明を申し上げますので、慎重なる審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。

開議の宣言

○議長（石松俊雄君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（石松俊雄君） 日程について報告申し上げます。

本日の日程につきましては、議事日程第1号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（石松俊雄君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、14番藤枝 浩君、15番飯田正憲君を指名します。

会期の決定について

○議長（石松俊雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今期定例会の会期等につきましては、8月23日の議会運営委員会において御審議いただいておりますので、議会運営委員会委員長より御報告をお願いいたします。

議会運営委員長市村博之君。

〔議会運営委員長 市村博之君登壇〕

○議会運営委員長（市村博之君） 議会運営委員会から、会議の報告をいたします。

当委員会は、8月23日に、令和4年第3回笠間市議会定例会の会期日程等について協議いたしました。

会期につきましては、資料のとおり、8月30日から9月16日までの18日間といたします。

初日の8月30日は、会期の決定、請願・陳情の付託を行い、議案の上程、提案理由の説

明を受けます。

31日は、議案調査のため休会といたします。

9月1日は、令和3年度の各会計の決算審査のため決算特別委員会を設置し、付託いたします。また、議案質疑を行い、各常任委員会へ付託を行います。

2日、5日、6日の3日間で各常任委員会を、また、7日、8日、9日の3日間で決算特別委員会を開催いたします。

一般質問は、12日、13日、14日の3日間でを行います。

15日は、議事整理のため休会といたします。

最終日の16日は、各委員会に付託された議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後に質疑、討論、採決を行い、終了といたします。

報告は以上であります。

○議長（石松俊雄君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月16日までの18日間とします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、今期定例会の会期は本日から9月16日までの18日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、会期日程表のとおりでございます。御了承をお願いいたします。

諸般の報告について

○議長（石松俊雄君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

市長より、令和3年度笠間市一般会計継続費精算報告について外5件の法令等に基づく報告事項が提出されております。これにつきましては、資料をもって報告に代えることを御了承お願いいたします。

請願・陳情について

○議長（石松俊雄君） 日程第4、請願・陳情についてを議題とします。

今期定例会に提出されました請願・陳情につきましては、文書表を付して、その写しをタブレットに配信をしております。請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

委員会提出議案第2号 笠間市議会基本条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第5、委員会提出議案第2号 笠間市議会基本条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長市村博之君。

〔議会運営委員長 市村博之君登壇〕

○議会運営委員長（市村博之君） 委員会提出議案第2号 笠間市議会基本条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、議会運営における最高規範として、議会が担うべき役割を果たすために必要な事項を定めることにより、議会が市民の負託に応えるために本条例の制定を提案するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会から提案をいたしますので、議員各位におかれましてはよろしく賛同賜りますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第6号））

○議長（石松俊雄君） 日程第6、報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第9号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

この報告は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した令和4年度笠間市一般会計補正予算（第6号）について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 報告第9号、令和4年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について御説明申し上げます。

これは、令和4年8月5日付で専決処分をしたものでございます。

3ページを御覧ください。

本補正予算は、物価高騰等に対応する緊急経済対策や5回目の接種を含む新型コロナウイルスワクチン接種を迅速に進めるため、早急な予算措置が必要であったことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,770万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ338億6,697万2,000円としたものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明いたします。

8ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金1億2,746万8,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の増額でございます。

第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億4,252万7,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額でございます。3目衛生費国庫補助金1億3,279万円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増額でございます。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金6,491万5,000円の増は、今回の補正予算の財源とするため、繰入れをするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

9ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、3目高齢者福祉費6,951万4,000円の増は、19節扶助費に、75歳以上の方を対象に1人当たり5,000円の商品購入券を支給する高齢者支援商品購入助成費6,550万円のほか、必要な事務経費を計上したものでございます。

第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費2,967万8,000円の増は、12節委託料に、多子世帯の経済的負担を軽減するため、18歳以下の子どもを3人以上養育している世帯を対象に

笠間市産の農産物などを支給するための生活支援事業委託金1,371万円や、18節負担金補助及び交付金に、食材費高騰の影響が大きくなる中、各保育施設などにおいて提供している給食の質の維持と保護者の負担の軽減のため、民間保育園などを対象に支援する民間保育施設等副食費等緊急支援事業補助金1,435万円の計上が主なものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費2億6,025万8,000円の増は、次の10ページを御覧ください。

12節委託料に、5回目の接種を含む新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費といたしまして、人材派遣委託料や予防接種委託料の増額が主なものでございます。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費3,475万円の増は、18節負担金補助及び交付金に、肥料、燃油、飼料の高騰により収入が減少した認定農業者や認定新規就農者に対し、農業経営の継続のため及び安定化を図るために支援する農業資材等価格高騰対策事業補助金を計上したものでございます。

第9款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費4,200万円の増は、18節負担金補助及び交付金に、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小学生、中学生、高校生などを対象に1人当たり2万円を上限として各種通学定期券の購入費用の一部を補助する児童・生徒通学費補助金を計上したものでございます。

第5項社会教育費、1目社会教育総務費3,150万円の増は、12節委託料に、大学生などの生活を支援するため、マイナンバーカードの取得を条件に1人当たり2万円の電子マネーを給付するための大学生等生活支援給付事業委託料を計上したものでございます。

以上で、令和4年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第9号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

これより討論に入ります。

11番石井 栄君。

○11番（石井 栄君） 11番、日本共産党の石井 栄です。一般会計補正予算（第6号）に反対の立場で討論をさせていただきます。

この一般会計補正予算（第6号）の……。

○議長（石松俊雄君） 石井議員、申し訳ありません、登壇してください。

〔11番 石井 栄君登壇〕

○11番（石井 栄君） 11番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を得まして、討論をいたします。笠間市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、反対の立場で討論をいたします。

まず、4億6,770万円の追加の内容でありますけれども、7項目が計上されておりました、一つは日常生活緊急支援事業、二つは多子世帯生活応援事業、第3番目は保育施設緊急支援事業、第4番目、新型コロナウイルスワクチン接種事業、第5番目、農業資材等価格高騰対策事業、それから、6番、児童・生徒通学支援事業、7番、大学生等生活応援事業、全て内容については賛成であります。

しかし、7番目の大学生等生活応援事業、大学生などの生活支援のためマイナンバーカード取得を条件に電子マネーを付与すると、このような交付の仕方に大きな問題があるため、この一般会計補正予算（第6号）には反対をいたします。マイナンバーカードは、個人情報の問題など多くの問題を抱えている制度でありまして、マイナンバーカード取得を条件に電子マネーを付与するという方法を取らなくても、大学生、専門学校生に十分支援を行うことは可能であります。

よって、この一般会計補正予算（第6号）の専決処分に反対をいたします。議員の皆さんの御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（石松俊雄君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） これより採決に入ります。

この採決は、採決システムにより行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、マイクのボタンを押してください。

賛成の方は、マイクのボタン点灯を確認してください。

大変申し訳ありません。採決システムが機能しておりませんでしたので、もう一度最初から行わせていただきます。事務局も大丈夫ですか。

それでは繰り返します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、ボタンを押してください。

賛成の方は、マイクのボタンを確認してください。

よろしいでしょうか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数21、賛成18、反対3、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

認定第1号 令和3年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和3年度笠間市立病院事業会計決算認定について

認定第3号 令和3年度笠間市水道事業会計決算認定について

認定第4号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

認定第5号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について

○議長（石松俊雄君） 日程第7、認定第1号 令和3年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計決算認定についての5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 認定第1号 令和3年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計決算認定についてまでの提案理由を申し上げます。

これらの案件は、令和3年度の笠間市一般会計、特別会計及び企業会計の決算について、それぞれ地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 認定第1号 令和3年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてのうち、一般会計歳入歳出決算につきまして御説明を申し上げます。

まず、資料24を御覧いただきたいと思います。

資料24、令和3年度笠間市歳入歳出決算書、134ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございます。この調書の数値につきましては、千円単位で記載をしてございます。

1、歳入総額が393億9,270万4,000円、2、歳出総額は380億9,151万8,000円、3、歳入歳出差引残額は13億118万6,000円でございます。4、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、（2）繰越明許費繰越額4,799万6,000円でございます。このことから、実質収支額は12億5,319万円でございます。

では、6ページ、7ページまでお戻り願います。

歳入の決算額について、主なものを御説明申し上げます。

第1款市税、7ページの収入済額が94億4,824万3,715円、不納欠損額が2,384万9,874円、収入未済額は4億217万9,356円でございます。

8ページ、9ページを御覧ください。

第1款地方交付税は収入済額78億4,590万1,000円でございます。

15款国庫支出金は収入済額80億6,277万865円で、児童手当や生活保護費、新型コロナウイルスワクチン接種対策などの国庫負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、道路などの建設事業に関わる社会資本整備総合交付金などの国庫補助金が主なものでございます。

16款県支出金は収入済額31億4,647万8,546円で、障害者自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付費県負担金などの県負担金、医療福祉費補助金や畜産競争力強化整備事業補助金などの県補助金、県民税徴収交付金などの県委託金が主なものでございます。

10ページ、11ページを御覧ください。

第22款市債は収入済額41億5,471万円で、道の駅整備事業債や防災行政無線デジタル化事業債、臨時財政対策債などが主なものでございます。

なお、予算現額と収入済額との差は、事業の繰越しに伴うものでございます。

続きまして、歳出の決算額について主なものを申し上げます。

12ページ、13ページを御覧ください。

第2款総務費は支出済額53億7,921万1,059円で、第1項総務管理費は学校跡地利活用推進事業や企業立地促進事業などが主なものでございます。

第3款民生費は支出済額134億1,522万1,166円で、第1項社会福祉費は住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業や障害者自立支援給付事業など、第2項児童福祉費は保育園や認定こども園の運営に関わる事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業、児童手当事業などが主なものでございます。

第4款衛生費は支出済額30億996万8,132円で、第1項保健衛生費は新型コロナウイルスワクチン接種事業など、第2項清掃費はごみの収集や運搬処理に関わる事業、最終処分場建設事業などが主なものでございます。

第5款農林水産業費は支出済額32億3,804万5,020円で、第1項農業費は農産物の競争力強化を図る地場農産物振興拡大事業や道の駅整備事業などが主なものでございます。

なお、農林水産業費の翌年度繰越額5億2,592万6,000円は、農産物処理加工施設、笠間栗ファクトリーの整備に向けた強い農業・担い手づくり総合支援事業のほか、畜産競争力強化整備事業などでございます。

第6款商工費は支出済額8億1,444万130円で、第1項商工費は令和2年度から繰越事業であります、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したプレミアム付商品券発行事業など、第2項観光費はつつじ公園や北山公園の管理事業などが主なものでございます。

14、15ページを御覧ください。

第7款土木費は支出済額22億9,960万1,962円で、第2項道路橋りょう費は南友部平町線

整備事業など、第4項都市計画費は安居工業地域整備推進事業や多目的広場整備事業などが主なものでございます。

なお、土木費の翌年度繰越額3億5,268万6,000円は、市道（友）2級5号線整備事業や来栖本戸線整備事業などでございます。

第8款消防費は支出済額20億900万298円で、令和2年度からの繰越事業であります新型コロナウイルス感染症対策救急車両整備事業や防災行政無線デジタル化整備事業などが主なものでございます。

第9款教育費は支出済額30億7,320万7,038円で、第2項小学校費はこちらも令和2年度からの繰越事業であります小学校校舎のエアコン設置事業、第5項社会教育費につきましても令和2年度からの繰越事業であります大日堂取得事業など、第6項保健体育費は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した笠間スポーツコミッション事業などが主なものでございます。

第10款災害復旧費は支出済額1,483万8,000円で、令和3年7月に発生いたしました集中豪雨により被害を受けた飯田地区の市道（笠）0218号線の災害復旧事業でございます。

第2款諸支出金は支出済額10億553万5,695円で、市立病院や上下水道、工業用水道事業への支出金でございます。

以上で、令和3年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 認定第1号のうち、保健福祉部所管の国民健康保険特別会計等について御説明を申し上げます。

資料24、令和3年度笠間市歳入歳出決算書を御覧願います。

初めに、令和3年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

決算書の164ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は78億8,788万9,000円、歳出総額は75億7,879万1,000円、歳入歳出差引残額は3億909万8,000円でございます。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は3億909万8,000円でございます。

ページを戻りまして、138、139ページをお開き願います。

歳入の主なものとしたしまして、1款国民健康保険税、調定額22億991万3,989円に対しまして、収入済額は17億4,338万8,139円で、収納率は現年度分が93.4%、過年度分が24.5%となっております。

4款県支出金、収入済額52億131万6,847円は、県負担金補助金で、保険給付等の普通交付金と保険者努力支援分や特定健診等負担金などの特別交付金でございます。

6款繰入金、収入済額6億1,296万7,247円は、事務費繰入金や保険基盤安定繰入金等を

一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、140、141ページをお開き願います。

歳出の主なものといたしまして、2款保険給付費、支出済額50億9,103万7,310円は、療養諸費、高額療養費、出産育児諸費等を支出したものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金、支出済額18億2,533万6,867円は、市町村ごとの被保険者状況等により算定された県への納付金でございます。

5款保健事業費、支出済額7,483万3,653円は、特定健診及び特定保健指導に関わる経費と人間ドック、脳ドック補助、糖尿病性腎症重症化予防事業費に支出したものでございます。

以上で、令和3年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

180ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は9億7,495万8,000円、歳出総額は9億6,943万9,000円、歳入歳出差引残額は551万9,000円でございます。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は551万9,000円でございます。

ページを戻りまして、168、169ページをお開き願います。

歳入の主なものといたしまして、1款後期高齢者医療保険料、調定額7億5,501万4,800円に対しまして、収入済額は7億4,737万9,200円で、収納率は現年度分が99.6%、過年度分が40.9%となっております。

4款繰入金、収入済額2億524万2,606円は、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金、健診事業費繰入金を一般会計から収入したものでございます。

6款諸収入、収入済額1,717万5,169円は、保険料の償還金還付加算金や高齢者健診委託金を収入したものでございます。

次に、170、171ページをお開き願います。

歳出の主なものといたしまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額9億4,444万7,006円は、保険料及び保険基盤安定事業費負担金等の納付金でございます。

4款保健事業費、支出済額1,571万1,080円は、高齢者健診事業の経費に支出したものでございます。

以上で、令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 福祉事務所長堀内信彦君。

〔福祉事務所長 堀内信彦君登壇〕

○福祉事務所長（堀内信彦君） 認定第1号のうち、保健福祉部所管の介護保健事業に係る特別会計等について御説明申し上げます。

資料は引き続き、24、笠間市歳入歳出決算書でございます。

初めに、介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

224ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は71億5,124万2,000円、歳出総額は70億3,088万2,000円で、歳入歳出差引残額は1億2,036万円でございます。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は同額の1億2,036万円でございます。

次に、184、185ページをお開き願います。

歳入の主なものを御説明いたします。

1 款保険料、収入済額15億5,975万7,888円は、65歳以上の第1号被保険者からの介護保険料収入でございます。

3 款国庫支出金、収入済額15億4,861万6,893円は、介護給付費に係る国庫負担金及び地域支援事業に係る国庫補助金などの収入でございます。

4 款支払基金交付金、収入済額17億9,550万4,000円は、介護給付費及び地域支援事業に係る法定割合分の交付金について支払基金から収入したものでございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

186、187ページをお開き願います。

1 款総務費、支出済額1億7,819万478円は、人件費や介護認定審査会認定調査などに係る費用でございます。

2 款保険給付費、支出済額64億7,082万1,597円は、各種介護サービス及び介護予防サービスなどに係る給付費でございます。

4 款地域支援事業費、支出済額2億3,710万8,559円は、介護予防生活支援サービス事業、包括的支援事業、任意事業等に係る事業費を支出したものでございます。

以上で、令和3年度介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、令和3年度介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

236ページをお開き願います。

実質収支に関する調査でございますが、歳入総額は2,157万7,000円、歳出総額は2,157万7,000円で、歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額につきましてもゼロ円でございます。

続いて、歳入の主なものを御説明申し上げます。

232、233ページをお開き願います。

1 款サービス収入、収入済額1,780万6,670円は、介護予防ケアプラン作成料を収入したものでございます。

次に、歳出でございます。

234、235ページをお開き願います。

1 款総務費、支出済額1,318万693円は、介護サービス事業に係る職員3名分の人件費で

ございます。

2 款サービス事業費、支出済額839万6,720円は、事業所へ委託した介護予防ケアプランの作成手数料を支出したものでございます。

以上で、保健福祉部所管の介護保険事業に係る特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長友部邦男君。

〔上下水道部長 友部邦男君登壇〕

○上下水道部長（友部邦男君） 認定第1号のうち、上下水道部所管になります農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

資料番号は引き続き、24となります。

初めに、252ページをお開きください。

概要につきまして、実質収支に関する調書にて御説明申し上げます。

歳入総額は6億3,683万5,000円、2の歳出総額が6億3,545万5,000円、3の歳入歳出差引残額は138万円でございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は138万円でございます。

ページをお戻りいただきまして、240、241ページをお開き願います。

歳入歳出決算書について、主なものを御説明いたします。

歳入の第1款分担金及び負担金の収入済額676万6,600円は、受益者からの分担金収入でございます。

第2款使用料及び手数料の収入済額7,617万9,192円は、主に農業集落排水の使用料でございます。

第3款県支出金2,695万5,000円及び下段の第8款国庫支出金3,914万2,000円の収入済額につきましては、主に友部北部地区の整備事業に係る補助金でございます。

そのほか、第4款繰入金から第7款市債につきましては記載のとおりであり、歳入の収入済額合計は6億3,683万5,708円でございます。

次に、歳出でございます。

242、243ページをお開き願います。

第1款農業集落排水事業費、第1項農業集落排水施設管理費の支出済額2億3,596万9,788円は、施設の維持管理及び修繕費が主なものでございます。

第2項農業集落排水施設建設費の支出済額1億421万1,450円は、友部北部地区の施設整備費が主なものでございます。

第2款公債費の支出済額2億9,527万4,199円は、下水道事業債の元金及び利子の支払いでございます。

これらを合わせました歳出の支出済額の合計は6億3,545万5,437円となり、歳入歳出差引残額は138万271円でございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 市立病院事務局長木村成治君。

〔市立病院事務局長 木村成治君登壇〕

○市立病院事務局長（木村成治君） 認定第2号 令和3年度笠間市立病院事業会計決算認定について御説明申し上げます。

資料替わりまして、資料番号25、笠間市立病院事業会計決算書をお開き願います。

6ページ、7ページを御覧ください。

決算報告書の（1）収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、第1款病院事業収益の決算額9億5,373万1,048円、支出につきましては、第1款病院事業費用の決算額9億5,739万1,296円でございます。

8ページ、9ページを御覧ください。

（2）資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、第1款資本的収入の決算額3,532万9,458円、支出につきましては、第1款資本的支出の決算額5,111万246円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額が1,578万788円となり、これを過年度分損益勘定留保資金で補填してございます。

10ページを御覧ください。

損益計算書で、金額につきましては消費税を抜いた額となっております。

1の医業収益は8億6,731万9,267円、2の医業費用は8億9,844万9,806円、医業損失は3,113万539円となっております。3の医業外収益は7,606万629円、4の医業外費用は5,147万8,342円であり、経常損失は654万8,252円となります。5の特別利益は122万5,185円、6、特別損失は3万6,651円であり、当年度純損失は535万9,718円となります。前年度繰越欠損金に当年度純損失を加えました当年度未処理欠損金は6億4,957万4,211円となります。

11ページには余剰金計算書及び欠損金処理計算書、12ページ、13ページには貸借対照表、16ページからは決算附属資料を載せてございますので、こちらは後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で、認定第2号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長友部邦男君。

〔上下水道部長 友部邦男君登壇〕

○上下水道部長（友部邦男君） 認定第3号及び認定第4号並びに認定第5号について御説明申し上げます。

初めに、認定第3号 令和3年度笠間市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

資料が替わりまして、資料番号26、笠間市水道事業決算書を御覧ください。

初めに、4ページ、5ページをお開きください。

決算報告書でございます。

1の収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道事業収益の決算額は18億8,382万3,917円でございます。

対しまして、下の表になります。支出の決算額は、第1款水道事業費用15億5,788万4,988円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

2の資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、第1款資本的収入の決算額が7億5,806万5,000円でございます。

対しまして、下の表になります。支出の決算額は、第1款資本的支出の10億6,152万3,231円でございます。

資本的収入が資本的支出に不足する額3億345万8,231円を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

8ページをお開き願います。

損益計算書でございます。こちらは、消費税を含まない額でお示ししてございます。

1の営業収益から6の特別損失までの計算により、下から4行目、当年度純利益は2億2,276万5,349円となり、次の行の前年度繰越利益剰余金と合わせました一番下の当年度未処分利益剰余金は20億123万7,700円でございます。

決算書の10ページからは、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、決算附属書類になりますので、後ほど御覧をいただきたいと存じます。

以上で、認定第3号の説明を終わります。

続きまして、認定第4号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

資料替わりまして、資料番号27、笠間市工業用水道事業決算書を御覧ください。

初めに、4ページ、5ページをお開き願います。

決算報告書でございます。

1の収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款工業用水道事業収益の決算額は3,013万3,967円でございます。

対しまして、下の表になります。支出の決算額は、第1款工業用水道事業費用の2,310万1,382円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

2の資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、令和3年度はございませんでした。

対しまして、支出の決算額は、第1款資本的支出の1,628万円でございます。

資本的収入が資本的支出に不足する額1,628万円を、当年度分消費税及び地方消費税資

本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

8 ページをお開き願います。

損益計算書でございます。

1 の営業収益から 5 の特別損失までの計算により、下から 4 行目、当年度純利益は485万6,185円となり、次の行の前年度繰越利益剰余金を合わせました一番下の当年度未処分利益剰余金は9,131万2,076円でございます。

決算書の10ページからは、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、決算附属書類になりますので、後ほど御覧をいただければと存じます。

以上で、認定第4号の説明を終わります。

続きまして、認定第5号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

資料替わりまして、資料番号28、笠間市公共下水道事業決算書を御覧ください。

初めに、4 ページ、5 ページをお開き願います。

決算報告書でございます。

1 の収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款下水道事業収益の決算額は18億9,066万4,390円でございます。

対しまして、下の表になります。支出の決算額は、第1款下水道事業費用の17億6,622万523円でございます。

次に、6 ページ、7 ページをお開き願います。

2 の資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、第1款下水道事業資本的収入の決算額が14億781万6,900円でございます。

対しまして、下の表になります。支出の決算額は、第1款下水道事業資本的支出の20億834万9,585円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額6億53万2,685円を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

8 ページをお開き願います。

損益計算書でございます。

1 の営業収益から 6 の特別損失までの計算により、下から 4 行目、当年度純利益は8,678万361円となり、次の行の前年度繰越利益剰余金と合わせました一番下の当年度未処分利益剰余金は1億6,006万6,620円でございます。

決算書10ページからは、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、決算附属書類になりますので、後ほど御覧をいただければと存じます。

以上で、認定第5号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

ここで11時35分まで休憩を取ります。

午前 1 1 時 2 1 分休憩

午前 1 1 時 3 5 分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し会議を開きます。

次の日程に入る前に、訂正について報告申し上げます。

先ほどの報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第6号））の採決についてであります。採決システムの誤作動により、私、議長の分が反対票に入ってしまった。そこで訂正をさせていただきます。

先ほどの採決は、総数20、賛成18、反対2と訂正をさせていただきます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（石松俊雄君） それでは次の日程に入ります。

日程第8、諮問第2号から諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第2号から諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名が人権擁護活動に取り組んでおります。

本諮問は、3名の委員が令和4年12月31日をもって任期満了になることに伴い、村田博明氏を再度推薦し、大月英夫氏及び井坂 守氏を新たに推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第2号から諮問第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決をします。

初めに、諮問第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第3号を採決します。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、諮問第4号を採決します。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第58号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第9、議案第58号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第58号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をする

ものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長金木雄治君。

〔市長公室長 金木雄治君登壇〕

○市長公室長（金木雄治君） 議案第58号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、国におきまして、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的に、育児休業の取得回数制限を緩和するなどの育児休業法改正が公布されたことに伴いまして、笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容の主な点につきましては、新旧対照表にて御説明いたします。

6 ページを御覧ください。

第2条育児休業をすることができない職員について、1号、臨時的に任用される職員を削除しておりますが、ここで言う職員は会計年度任用職員制度の前の臨時職員のことです。3号に任期を定めて採用された短時間勤務職員を追加しておりますが、ここで言う職員は、任期付職員法に基づき任期を定めて採用される高度な知識や経験を有する者の中でもフルタイム勤務でない職員のことです。

6 ページ下段から7 ページを御覧いただきまして、同条4号ア、（ア）で、常時勤務を要しない職員、いわゆる会計年度任用職員で育児休業を取得することができない職員については、養育する子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了することが明らかである者としております。

なお、この誕生日から起算して57日と六月を経過する日までに任期が満了することが明らかでない者については、この誕生日から起算して57日までの育児休業を取得できるとしております。

7 ページ下段から8 ページを御覧いただきまして、同条4号イ、（ア）では、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化を定めるもので、配偶者が育児休業を取得している場合、1歳から1歳6か月までの間において夫婦交代での取得を可能とするものです。

同条4号イ、（イ）では、非常勤職員が任期満了の日まで育児休業を取得しており、任期が更新された場合においては、新たな任期開始日から育児休業の取得を可能とするものです。

8 ページ下段から10ページを御覧いただきまして、第2条の3、3号アからエまでは、非常勤職員の子が1歳から1歳6か月までの間に夫婦交代で育児休業を取得する場合は、配偶者の育児休業末日より前に育児休業を取得することを可能とするものです。

10ページ下段から11ページを御覧いただきまして、第2条の4、1号から4号までは、

非常勤職員の子の育児休業の期間は基本的に1歳までとなりますが、育児休業の期間を子が2歳に達するまでとする場合の条件を定めるものです。

11ページ下段から12ページを御覧いただきまして、第3条7号では、非常勤職員に加え、任期付職員も任期の更新または継続採用時における再度の育児休業の取得を可能とするものです。

12ページを御覧いただきまして、第3条の2では、子の誕生日から一定期間内に取得できる育児休業の期間を57日間と規定するものです。

13ページを御覧いただきまして、第10条6号では、国の法改正により育児休業取得回数が2回から4回になったことで、これまで再度の育児休業を取得するに当たり提出していた育児休業計画書の提出が不要になりましたが、育児短時間勤務計画書の提出は継続されるものです。

5ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1項で、この条例は令和4年10月1日から施行するをいたしております。また、第2項経過措置をいたしまして、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例によるものといたしております。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

議案第59号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第10、議案第59号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第59号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、組織機構の改編に伴い、特殊勤務手当の支給に関し、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長金木雄治君。

〔市長公室長 金木雄治君登壇〕

○市長公室長（金木雄治君） 議案第59号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

特殊勤務手当の一つである精神保健業務手当については、精神障害者または精神障害の

疑いのある者と直接接して行う面接相談や訪問指導、事前調査などの業務に従事したときに支給するものでございます。

現行の条例では、支給対象を健康増進課に勤務する職員といたしておりますが、令和4年4月1日付で実施された組織改編により、同課は健康医療政策課となったことと併せ、所定の規定を整備し、笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて御説明いたします。

3ページを御覧ください。

第7条精神保健業務手当は、健康増進課に勤務する職員で精神保健業務に従事する者が行う次に掲げる業務に従事したときに支給するといたしていたものを、精神保健業務手当は、次の各号に掲げる業務に従事する職員のうち、規則で定める職員に対し支給するものといたします。

2ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用するといたしております。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

議案第60号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第11、議案第60号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第60号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第60号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、物価の変動等に鑑み、令和4年4月に公職選挙法施行令の一部改正により、国

政選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

議案書の新旧対照表で御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

最初に、第4条の選挙運動用自動車使用の公費負担額及び支払い手続についてですが、第1項第2号ア中、一般運送契約以外の自動車借入れ契約である場合、1日当たりの使用に対し支払うべき金額「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中、4ページに移りまして、1日当たりの燃料の代金「7,560円」を「7,700円」に改めるものでございます。

次に、第7条の選挙運動用ビラの作成の公費支払いについて、1枚当たりの作成単価「7円51銭」を「7円73銭」に改めるものでございます。

次に、5ページをお開きください。

第9条の選挙運動用ポスターの作成公費の支払いについて、1枚当たりの作成単価「526円」を「541円31銭」に改め、支払い金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げることを加えております。

あわせて、第10条は、それらの公費負担の限度額につきまして規定をしております、それぞれただいまの説明と同様の改正をするものでございます。

2ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

議案第61号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第12、議案第61号 笠間市税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第61号 笠間市税条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第61号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、市民税に係る金融所得の課税方式の統一や住宅借入金等特別税控除などにつきまして、主に市民税に関する事項について笠間市税条例等の一部を改正するものであります。

主な改正内容を新旧対照表により御説明いたします。

7ページを御覧ください。

第33条及び8ページの第34条の9、ページが飛びまして、14ページの附則16条の3、15ページの第20条の2から16ページの第20条の3におきまして、所得税と市民税において、上場株式等の配当所得等に係る課税方式を統一する改正でございます。

9ページまでお戻り願います。

第36条の2から、11ページを御覧いただきまして、36条の3の3におきましては、適正な賦課決定に必要な情報を確実に把握することができるよう、給与所得者及び公的年金受給者が特別徴収義務者へ提出することとされている申告書につきまして、配偶者の氏名を記載する改正でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

附則第7条の3の2につきましては、中間層による良質な住宅取得の促進により住宅投資の喚起を促すため、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては以上のとおりでございますが、このほか法改正に伴いまして、引用条文や文言の整理など所要の改正を行ってまいります。

次に、4ページまでお戻り願います。

附則についてでございます。

5ページを御覧いただきまして、第1条におきましてはそれぞれの施行期日につきまして定めており、第2条から6ページの第4条にかけましてはそれぞれ所要の経過措置を定めるものでございます。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

ここで皆様に申し上げます。12時を過ぎてしまいますが、日程第13まで終了させたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御協力ありがとうございます。

- 議案第62号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第63号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第66号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第70号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（石松俊雄君） 日程第13、議案第62号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第7号）から議案第70号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の9件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第62号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第7号）から議案第70号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）までの提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか特別会計4会計、企業会計4会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第62号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

令和4年度笠間市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億6,260万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ347億2,958万1,000円とするものでございます。

7 ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正でございます。

友部小児童クラブ運営業務委託をはじめ9件につきまして、本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれの債務負担行為を設定するものでございます。

8 ページを御覧ください。

第3表地方債補正でございます。

1、追加は、菊栽培所整備事業債をはじめ4件につきまして、事業費の計上に伴い、新たに設定するものでございます。

9ページを御覧ください。

2、変更は、安居工業地域整備事業債をはじめ5件につきまして、事業費の補正に伴い、限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第11款地方交付税4億4,105万9,000円の増は、普通交付税の額の確定によるものでございます。

13ページを御覧ください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1,992万9,000円の増は、個人番号カード交付事業事務費補助金1,366万4,000円の増額が主なものでございます。

2目民生費国庫補助金2,198万3,000円の増は、保育所等整備交付金1,622万2,000円の増額が主なものでございます。

14ページを御覧ください。

16款県支出金、第2項県補助金、2目民生費県補助金1億1,840万4,000円の増は、子育て世帯生活応援特別給付金事業補助金の計上が主なものでございます。

15ページを御覧ください。

17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入1,594万9,000円の増は、市有地を売却したことに伴うものでございます。

16ページを御覧ください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金4億9,765万1,000円の減及び2目減債基金繰入金4億508万8,000円の減は、地方交付税や繰越金により財源の確保ができる見込みとなったことから、減額するものでございます。

17ページを御覧ください。

10目友部駅橋上化及び自由通路整備基金繰入金3,710万3,000円の増は、友部駅南北自由通路や駅前広場の照明器具改修工事などに充てるため、基金から繰入れを行うものでございます。

次に、歳出でございます。

今回の補正では、歳出項目の全般にわたり、4月の人事異動に伴う職員の人件費に係る補正や、地方公務員等共済組合法が改正されたことに伴い、会計年度任用職員に係る社会保険料に関わる補正をしております。また、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方に対する各種給付金の事業など、令和3年度の実績に伴う国への返納金4億1,091万

1,000円が計上されております。

28ページを御覧願います。

第3款民生費、第1項社会福祉費でございますが、31ページをお願いいたします。6目社会福祉費2,233万円の増は、いこいの家「はなさか」の空調機器改修に関わる施設整備工事費を計上するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費2億345万7,000円の増は、次の32ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金に、放課後児童支援員の処遇改善に関わる経費などを事業者に対して補助する放課後児童健全育成事業補助金1,076万9,000円の増額や、次の33ページをお願いいたします。物価高騰等を受けて、低所得者の子育て世帯を対象に子ども1人当たり5万円を支給する茨城県からの子育て世帯生活応援特別給付金、独り親世帯分4,120万円とその他の世帯分3,850万円の計上が主なものでございます。

37ページを御覧ください。

4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費2,843万1,000円の増は、次の38ページをお願いいたします。12節委託料に、エッセンシャルワーカーを対象としたPCR検査委託料1,342万9,000円の増額が主なものでございます。

44ページを御覧ください。

第6款商工費、第2項観光費、3目観光施設費3,279万6,000円の増は、14節工事請負費に菊栽培所の事務所建設に係る施設整備工事費3,741万1,000円の計上が主なものでございます。

45ページをお願いいたします。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費でございます。次の46ページを御覧ください。2目道路維持費1億2,542万9,000円の増は、14節工事請負費に、道水路維持補修整備工事費1億2,531万円の増額が主なものでございます。

47ページを御覧ください。

第4項都市計画費、1目都市計画総務費4,343万3,000円の増は、14節工事請負費に、友部駅南北自由通路や駅前広場の照明器具に係る改修施設整備工事費3,710万3,000円の増額が主なものでございます。

51ページを御覧ください。

第9款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費5,670万2,000円の増は、次の52ページをお願いいたします。10節需用費に、防火設備や消防設備などの修繕料5,539万3,000円の増額が主なものでございます。

第3項中学校費、1目学校管理費1,593万1,000円の増は、小学校費と同様に、10節需用費に防火設備や消防設備の修繕料1,834万6,000円の増額が主なものでございます。

53ページを御覧ください。

第5項社会教育費でございます。次の54ページをお願いいたします。7目文化財保護費

3,624万9,000円の増は、14節工事請負費に大日堂公開に向けた環境整備に係る駐車場整備工事費3,047万6,000円の計上が主なものでございます。

以上で、令和4年度笠間市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第63号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億902万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億302万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

6 ページをお開き願います。

歳入につきましては、4款県支出金、1項県負担金補助金、1目保険給付費等交付金291万円の減額は、特別交付金の申請に伴うものでございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金283万7,000円は、事務費繰入金を増額するものでございます。

7款、1項、1目繰越金3億909万7,000円は、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出でございます。

8 ページをお開き願います。

6款、1項基金積立金、1目準備金積立金3億92万円は、国保財政調整基金へ積み立てるものでございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金526万7,000円の増額は、特別交付金の前年度実績に伴う精算分でございます。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

続きまして、議案第64号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ576万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億1,676万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

6 ページを御覧願います。

初めに、歳入につきましては、5款、1項、1目繰越金551万8,000円の増額は、前年度繰越金でございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出につきましては、2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金308万5,000円の

増額は、主に前年度保険料の精算に伴う広域連合への納付金でございます。

3 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金39万2,000円の増額は、前年度事務費繰入金の精算に伴う一般会計への返還金でございます。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 福祉事務所長堀内信彦君。

〔福祉事務所長 堀内信彦君〕

○福祉事務所長（堀内信彦君） 議案第65号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,712万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億3,712万4,000円とするものでございます。

内容につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入の主なものでございます。

7 ページをお開き願います。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、5 目低所得者保険料軽減繰入金375万2,000円、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金727万4,000円、8 款繰越金、1 項繰越金1億2,035万9,000円の増額は、それぞれ令和3年度の精算に伴い、収入するものでございます。

続いて、9 款諸収入、4 項雑入のうち336万2,000円につきましては、高齢者見守りあんしんシステム事業に係る中途解約違約金について、契約内容に基づき事業者より収入するものでございます。

次に、歳出の主なものでございます。

10 ページをお開き願います。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金7,874万3,000円は、令和3年度の精算に伴い、介護給付費及び地域支援事業費の国庫負担金、県負担金等の返還金でございます。

次に、11 ページをお開き願います。

6 款諸支出金、4 項繰出金、1 目一般会計繰出金5,606万2,000円の増額は、令和3年度介護給付費、地域支援事業費、事務費等の精算に伴うものでございます。

以上で、議案第65号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長友部邦男君。

〔上下水道部長 友部邦男君〕

○上下水道部長（友部邦男君） 議案第66号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,762万円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主な内容につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

歳入になります。

中段の第5款繰越金でございますが、第1項、第1目繰越金137万9,000円の増額は、前年度の一般会計からの繰出金について、令和3年度決算により繰越金が生じたものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。

歳出になります。

第1款農業集落排水事業費、第1項、第1目農業集落排水施設管理費162万円の増額は、職員手当等人事異動に伴う職員人件費の増額でございます。

以上で、議案第66号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 市立病院事務局長木村成治君。

〔市立病院事務局長 木村成治君登壇〕

○市立病院事務局長（木村成治君） 議案第67号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出でございます。

収入ですが、第1款病院事業収益から149万2,000円を減額し、総額を8億6,117万1,000円に、支出の第1款病院事業費用から2,022万9,000円を減額し、総額を9億6,628万4,000円とするものです。

第3条は、資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入に143万8,000円を追加し総額を6,263万7,000円に、支出の第1款資本的支出に287万7,000円を追加し総額を8,252万4,000円とするものです。

2ページを御覧ください。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

第5条は、他会計からの補助金でございます。

第6条債務負担行為は、給食業務委託及び公立病院経営強化プラン策定業務委託につきまして本年度中に契約行為を進める必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

収入及び支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書で御説明いたします。

18ページを御覧ください。

収益的収入でございます。

第1款病院事業収益、第1項医業収益、3目その他医業収益149万2,000円の減は、新型

コロナワクチン接種に係る公衆衛生活動収益の増と、県立中央病院との人事交流事業における派遣職員の減による人事交流事業県負担金の減額によるものです。

19ページを御覧ください。

収益的支出でございます。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、1目給与費1,482万2,000円の減ですが、医師等任期付職員の退職など人事異動及び会計年度任用職員の採用により、人件費を補正するものでございます。

20ページを御覧ください。

3目経費548万9,000円の減でございますが、13節委託料で新型コロナウイルス感染症対応に伴う医師業務委託料206万2,000円の減と、14節負担金で県立中央病院との人事交流事業県負担金399万6,000円の減が主なものでございます。

21ページを御覧ください。

資本的収入でございます。

第1款、第2項、1目出資金143万8,000円の増は、訪問看護事業の看護師増員に伴います公用車購入に係る一般会計からの出資金でございます。

資本的支出でございます。

第1款、第1項建設改良費、1目資産購入費287万7,000円の増は、訪問看護事業の公用車購入費でございます。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長友部邦男君。

〔上下水道部長 友部邦男君登壇〕

○上下水道部長（友部邦男君） 議案第68号及び議案第69号並びに議案第70号について御説明申し上げます。

初めに、議案第68号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は収益的支出の予定額の補正を行うものでございます。内容につきましては、支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用1,171万1,000円を増額し、水道事業費用の計を16億6,716万4,000円に補正するものでございます。

第3条は資本的支出の予定額の補正を行うもので、予算第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億129万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,156万8,000円、過年度分損益勘定留保資金4億1,972万5,000円で補填するものとするに改め、補正をするものでございます。

内容でございますが、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費を3,520万円増額し、資本的支出の計を11億2,371万5,000円とするものでございます。

第4条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

2ページをお開きください。

第5条、債務負担行為でございますが、債務負担行為を予算第11条として追加し、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

それでは、今回の補正の主な内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

14ページをお開きください。

収益的支出でございます。

支出の第1款水道事業費用1,171万1,000円の増額は、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費831万6,000円の増額で、宍戸浄水場へ送水する導水管の洗浄委託料が主なものでございます。

15ページをお開きください。

資本的支出でございます。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費3,520万円の増額は、第2目施設改良費で、地区要望に伴う配水管布設工事費及び市の自己水と県の水が交わる重要部のバルブ設置工事費でございます。

以上で、議案第68号の説明を終わります。

続きまして、議案第69号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は、収益的支出の予定額を補正するもので、第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用25万5,000円を減額し、工業用水道事業費用の計を2,531万6,000円に補正するものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

それでは、今回の補正の内容について、補正予算明細書により御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

収益的支出でございます。

第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用の25万5,000円の減額は、第2目総係費で人事異動に伴う職員人件費等の減額でございます。

以上で、議案第69号の説明を終わります。

続きまして、議案第70号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は業務の予定量を補正するもので、（4）主要な建設改良事業でございますが、汚水管路建設事業を2,453万1,000円増額し、その計を9,249万1,000円に、また、処理場建

設費用を1,702万5,000円減額し、その計を3億4,877万8,000円とするものでございます。

第3条は収益的収入及び支出を補正するもので、収入の第1款下水道事業収益につきまして、第1項営業収益を1,586万3,000円増額、第2項営業外収益を46万9,000円減額し、下水道事業収益の計を17億6,521万3,000円とするものでございます。

支出の第1款下水道事業費用につきましては、第1項営業費用を1,485万3,000円増額、また、第2項営業外費用を54万1,000円増額し、下水道事業費用の計を17億6,521万3,000円とするものでございます。

第4条は資本的収入及び支出の補正を行うもので、予算第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億8,442万円は、過年度分損益勘定留保資金1億472万2,000円及び当年度分損益勘定留保資金4億7,969万8,000円で補填するものとするに改め、補正するものでございます。

2ページをお開きください。

収入の第1款資本的収入につきまして、第7項国庫補助金を600万円減額及び第8項県補助金を40万円増額し、資本的収入の計を10億3,356万9,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出につきまして、第1項建設改良費を750万6,000円増額及び第3項企業債償還金を690万6,000円減額し、資本的支出の計を16億1,798万9,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるものでございます。

第6条は、他会計からの補助金の額を記載のとおり補正するものでございます。

それでは、主な内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款下水道事業収益の主なものとしたしまして、第1項営業収益、第1目下水道使用料1,552万3,000円の増額は、今年度からの下水道使用料改定に伴う使用料収入の増額見込額を補正するものでございます。

16ページをお開きください。

支出についてでございますが、第1款下水道事業費用の主なものとしたしまして、第1項営業費用、第1目汚水管路費1,321万1,000円の増額は、県道などの道路改良事業に伴う既設のマンホールのかさ調整及び蓋交換工事を行うものでございます。

18ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款下水道事業資本的収入につきまして、第7項第1目国庫補助金600万円の減額は、国庫補助事業を活用した業務委託契約の契約額の確定によるものでございます。

19ページをお開きください。

支出についてでございますが、第1款下水道事業資本的支出につきまして、第1項建設改良費、第1目汚水管路建設費2,453万1,000円の増額は、公共汚水ます設置工事等の工事請負費の増額、3目処理場建設費1,702万5,000円の減額は、人事異動に伴う職員人件費及び下水道全体計画改定業務等の業務委託契約の契約額の確定による減額が主なものでございます。

以上で、議案第70号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（石松俊雄君） 以上で本日の日程は終了です。

次の本会議は、あさって9月1日木曜日午前10時に開会をいたします。

以上で散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後零時30分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石松俊雄

署名議員 藤枝浩

署名議員 飯田正憲